

<p>○ 地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定の一部改正</p> <p>【告示】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>人事課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目次</p>
		<p>担当課（室）</p>

令和2年10月7日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百三十五号

昭和四十年岡山県告示第五百三十六号（地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

二中「及び課長」を「課長及び総括参事」に改める。